

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 京丹後市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	84.7	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.9	%
全職員	68.5	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	57.2	%
本庁課長相当職	96.5	%
本庁課長補佐相当職	97.1	%
本庁係長相当職	90.2	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	94.9	%
31～35年	92.3	%
26～30年	85.6	%
21～25年	89.8	%
16～20年	87.4	%
11～15年	102.0	%
6～10年	80.6	%
1～5年	68.9	%

【説明欄】

- ① 全職員の男女の給与の差異の割合が低い要因は、任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合が男性は8%、女性は32%と女性の会計年度職員が多いためである。
- ② 扶養手当は夫婦で収入が高い方に支給するため、男性が支給対象となることが多く、男性の受給率は64%である。
- ③ 給与水準の高い医師職について、男性の割合が82%に対し女性の割合は18%となり、男性職員の平均給与を押し上げる要因となっている。
- ④ 「任期の定めのない常勤職員以外」のうち会計年度任用職員の人数の算出方法は、基本的に本市の会計年度任用職員の最大勤務時間数である35時間を母数として算出している。(例：雇用期間は半年、週28時間勤務→6/12月と28/35人数で換算→6/12×28/35人=0.4人(端数は最後に小数点第二位で四捨五入))

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。